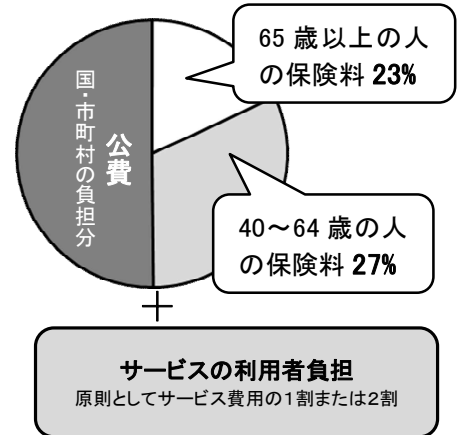


令和6年度介護保険料のお知らせ

◆介護保険料は支えあいの制度です◆

介護保険は、みなさんが納める介護保険料と、国や市町村が負担する公費を財源として運営されています。

このうち40～64歳の人（第2号被保険者）が納める保険料は全体の27%、65歳以上の人（第1号被保険者）が納める保険料は23%です。それぞれが負担しあい、社会全体で支える仕組みになっています。



◆保険料の納め方◆

年金が年額18万円以上の人
特別徴収：年金から引き落とし。



老齢（退職）年金、遺族年金、障害年金の定期支払の際に、年金の受給額から保険料があらかじめ引き落としになります。

仮徴収			本徴収		
4月	6月	8月	10月	12月	2月

前年度から継続して年金から引き落とされている人は、前年の所得が確定するまでは仮に算定された保険料を納めます（仮徴収）。

ただし、2月に特別徴収されなかった人については、普通徴収に切り替わります。

10・12・2月は確定した年間保険料額から仮徴収分を差し引いた額を納めます（本徴収）。

年金が年額18万円以上でも納付書で納めることがあります

- ・年度途中で65歳になったとき
- ・他の市町村から転入したとき
- ・保険料の所得段階が変更になったとき
- ・年金を担保にする融資制度を利用したとき など

年金が年額18万円未満の人
普通徴収：納付書（口座振替）で納めます。



期日までに口座振替または大崎市から送付される納付書で金融機関などを通じて納めます。

～口座振替がおすすめです～

普通徴収の人は、便利で安心な口座振替がおすすめです。納めに行く手間が省け、納め忘れの心配もありません。

《申込み方法》大崎市の取扱金融機関に、①預（貯）金通帳 ②通帳の届出印 ③保険料の納付書 をお持ちいただき、お申込みください。

《取扱金融機関》

（株）七十七銀行 （株）仙台銀行 （株）東北銀行 （株）岩手銀行 宮城第一信用金庫
 杜の都信用金庫 石巻信用金庫 古川信用組合 東北労働金庫 （株）ゆうちょ銀行
 古川農業協同組合 新みやぎ農業協同組合

10月から特別徴収に変わる人

前年度、普通徴収で納めている人でも、今年の4月1日現在、老齢（退職）年金などを年額18万円以上受給している人などは、10月から特別徴収に切り替わる場合があります。その場合の納め方は、以下のようになります。

- 9月までは・・・納付書又は口座振替で納付いただきます。特別徴収に切り替った以降の納付書には「***」印が記されます。（納付不要です。）
- 10月以降は・・・年金から引き落としになります。

お問い合わせ先

総務部税務課（国民健康保険税担当） 0229-23-5147

松山総合支所市民福祉課 0229-55-2114

鹿島台総合支所市民福祉課 0229-56-7114

鳴子総合支所市民福祉課 0229-82-3131

三本木総合支所市民福祉課 0229-52-2114

岩出山総合支所市民福祉課 0229-72-1212

田尻総合支所市民福祉課 0229-38-1155



◆保険料段階一覧表◆

段 階	対象者		保険料率	年 額 保険料
第 1 段階	世帯全員が住民税非課税	・生活保護を受給している人 ・住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給している人 ・住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.285	21,700 円
第 2 段階		住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超え 120 万円以下の人	基準額 × 0.485	37,000 円
第 3 段階		住民税非課税世帯で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 120 万円を超える人	基準額 × 0.685	52,300 円
第 4 段階	住民税非課税 本人が	住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円以下の人	基準額 × 0.9	68,700 円
第 5 段階 【基準段階】		住民税課税世帯だが、本人は住民税非課税で、本人の課税年金収入額＋合計所得金額が 80 万円を超える人	基準額 × 1.0	76,400 円
第 6 段階	本人が住民税課税	本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円未満の人	基準額 × 1.2	91,700 円
第 7 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の人	基準額 × 1.3	99,300 円
第 8 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の人	基準額 × 1.5	114,600 円
第 9 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の人	基準額 × 1.7	129,900 円
第 10 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の人	基準額 × 1.9	145,200 円
第 11 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の人	基準額 × 2.1	160,500 円
第 12 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の人	基準額 × 2.3	175,800 円
第 13 段階		本人が住民税課税で、合計所得金額が 720 万円以上の人	基準額 × 2.4	183,400 円

合計所得金額

収入金額から必要経費に相当する金額を控除した金額のことで、扶養控除や医療費控除などの所得控除をする前の金額です。

※ 課税年金収入額、合計所得金額は前年中のものとします。

※ 各段階別の年額＝基準月額(6,370 円)×12 月×各段階別の基準額に対する割合(100 円未満切捨て)

※ 世帯員の課税状況は 4 月 1 日(年度途中で資格を取得した時は資格取得日)時点の住民登録により判断します。

◆介護保険料 Q&A◆

Q 介護保険サービスは利用していないのに保険料を納めるの？保険料の納付方法は選べないの？

A 介護保険は支えあいの制度です。介護保険のサービスを利用している、していないに関わらず、原則として 40 歳以上の人は全員保険料を納めなければいけません。

また、介護保険料は、年金の受給額によって納め方が法律で定められています。納め方を個人で選択することはできませんので、市区町村からの通知にしたがって決められた方法で納付をお願いします。

※ 災害や失業など、やむを得ない理由で保険料を納められないときはお早めにご相談ください。